

令和2年5月7日

本校生徒及び保護者のみなさまへ

東京都立小山台高等学校長
大田原 弘幸

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う今後の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

政府の緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、東京都教育委員会の方針を踏まえて下記の対応を実施します。内容を確認の上、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業の実施について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業とします。

2 登校日について

登校日は、当面の間設定しません。

3 休業中の学習活動について

(1) ホームページによる課題の提示とともに、課題を郵送します。

課題等印刷物を5月11日(月)に各家庭へ郵送により配布します。

(2) 現在、各家庭のインターネット環境調査と、学校のオンライン教育の整備を進めています。今後、オンライン学習を進めます。

4 個々の生徒への対応について

(1) 臨時休業に伴い、自宅等で過ごす児童・生徒等やその保護者と電話等による連絡を少なくとも1週間に1回程度の割合で取るなどして、児童・生徒等の心身の状況や学習状況等を把握します。

(2) 臨時休業が長期化している状況を踏まえて、心身や学習等の状況から個別の指導が必要となる生徒等、特に入学直後に学校が臨時休業となり学校生活に不安を抱えている生徒に対しては、感染症対策を徹底した上で、保護者の同意を得て、学校において直接対面での指導を行うこともあります。

5 その他

何か緊急のお知らせがある場合は、学校ホームページや担任からの電話等にて連絡します。

[問合せ先]

都立小山台高等学校

副校長 大野 哲也

電話 03(3714)8155